

議提第7号

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和3年6月25日

小松島市議会議長 廣田和三殿

提出者	小松島市議会議員	井村 保裕
	〃	米崎 賢治
	〃	出口憲二郎
	〃	池渕 彰
	〃	南部 透
	〃	松下 大生

小松島市議会委員会条例の一部を改正する条例

小松島市議会委員会条例（昭和42年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「は、秘密会」を「を秘密会」に改める。

第29条第3項中「第26条（公述人の発言）、第27条（委員と公述人の質疑）及び第28条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「前3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。